

傍 聴 要 領

京都府農林水産部農村振興課

1 傍聴の定員

京都府中山間ふるさと保全委員会の会議の傍聴者の定員は原則として5名とします。

2 傍聴される場合の手続

- (1) 傍聴される方は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までに受付で所定の用紙に氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴は事前申込制としていますので、当日受付は行いません。

3 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守らない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。